

## 「大規模災害におけるビーンズドームの 避難所開設に関する覚書」を締結

三木市と兵庫県広域防災センターは、3月14日に「大規模災害発生時における兵庫県立三木総合防災公園屋内テニスコートの避難所に関する覚書」を締結しました。

### 1 経緯

三木総合防災公園屋内テニスコート（愛称/ブルボンビーンズドーム、以下「ビーンズドーム」という。）は、兵庫県の防災拠点として災害時における復旧・救援要員の活動拠点や救援物資の仕分けをする施設としての役割を有するとともに、平時にはスポーツの振興拠点として整備されています。

このたびの覚書の締結は、三木市で大規模な災害が発生した場合、ビーンズドームを避難所として使用し、地域の防災力の向上を図ることについて兵庫県広域防災センターと三木市が合意したものです。

### 2 覚書締結者

- (1) 三木市長 藪本 吉秀
- (2) 兵庫県広域防災センター長 藤森 龍

### 3 覚書の概要

#### (1) 目的

三木市が、ビーンズドームを大規模災害時の避難所として指定するに当たり、基本的な事項を定める。

#### (2) 主な内容

ア 三木市は、三木市で大規模な災害が発生し、三木市の指定避難所（2次避難所）が不足する場合に、ビーンズドームを避難所として使用することを兵庫県広域防災センターに要請できる。この場合において、兵庫県広域防災センターは、特別な理由がない限り協力するものとする。

イ 三木市は、三木市の2次避難所の不足が解消された場合は、速やかに避難所の閉鎖に努めるものとする。

### 4 別添

参考資料「大規模災害発生時における兵庫県立三木総合防災公園屋内テニスコートの避難所に関する覚書」